平成２４年（フ）第６７１号
愛知県知多市岡田美里町３番地
債務者　渡邉真佐子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６７８号
名古屋市北区繊部町１番地の９　県営繊部住宅２棟1405号
債務者　尾石　雪江
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７０４号
愛知県半田市美原町１丁目242番地　サンヒルズＳ・Ｓ－Ａ棟102号
債務者　若原　信市
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７２１号
愛知県半田市春日町３丁目32番地　ホワイトハイツＢ棟502号
債務者　木田　光之
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６１５９号
大阪府東大阪市荒本新町６番18―505号　ライオンズマンション東大阪505号
債務者　池谷　敏明
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２２１号
大阪市住吉区我孫子１丁目３番４―407号
債務者　嶋村アサ子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５４６号
大阪市住之江区北島１丁目９番13―204号、住民票上の住所大阪市西成区天下茶屋１丁目６番24―211号
債務者　加藤　太人
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５６４号
大阪府池田市槻木町１番８号
債務者　中田　浩司
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５６６号
大阪府四條畷市雁屋北町９番30―113号
債務者　水口　和惠（旧姓田邉）
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５７９号
大阪府和泉市上代町52番地の３
債務者　甚田　好美
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５９７号
大阪市此花区酉島２丁目６番30号　井上アパート
債務者　川添　　勝
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６９４号
大阪府茨木市新和町12番２号、前住所大阪府摂津市鳥飼西４丁目25番８―15号
債務者　岩元　則子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７１７号
大阪府豊中市岡町南１丁目６番21―204号、前住所大阪府豊中市庄内東町４丁目13番５―401号
債務者　林建設こと　林　　純
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７９１号
大阪府守口市南寺方北通２丁目14番９号
債務者　山田　勝弘
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８４８号
大阪府枚方市南楠葉１丁目７番48―106号
債務者　伊藤　弘三
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８７２号
大阪府寝屋川市萱島東３丁目24番49号
債務者　嬉野九州男
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８８０号
大阪府吹田市竹見台２丁目１番Ｃ１―507号
債務者　伊部　廣一
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部